

|| ボルトングループ

NEWS LETTER

[10]
2025

2025年10月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。

MANAGEMENT SERVICE



中小企業こそ賃上げ促進税制を活用 税優遇の ” 繰越 ” も可能に
おさらい！「年収の壁」
～群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金をご活用ください～
さらなる ” 信頼 ” をプラス！ 税理士だけができる書面添付制度を活用しませんか？
令和7年度群馬県制度融資 経営サポート資金 協調支援型特別保証要件（タイプ）
企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ 人材開発支援助成金
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください
雇用管理に助成金を活用しませんか？
M&A譲渡し情報

| ボルトングループ |
〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12
【ボルトン税理士法人】 TEL：027-223-8160（代） / FAX：027-223-1910
【㈱ボルトン労務管理事務所】 TEL：027-253-7588（代） / FAX：027-253-7589
【㈱北関東M & Aサポート】 TEL：027-260-8630（代） / FAX：027-223-1910

〒370-0045 群馬県高崎市東町85 須藤ビル1階
【ボルトン税理士法人 須藤会計事務所】 TEL：027-327-3261（代） / FAX：027-327-3262

Bolton 

中小企業こそ 税優遇の「繰越」も可能に 賃上げ促進税制を活用



賃上げをした企業の法人税の負担を減らす「賃上げ促進税制」を利用する企業が増えている。2022年度税制改正で全面的に改組されて税優遇が大きくなり、24年度改正でも拡充されるなど、中小企業にとって旨味が増していることが理由だ。最近では社員の転職防止のために賃上げを行う会社も多いが、利益が薄いなかで賃上げが避けられないのなら、せめて同税制を活用して負担増を最低限に抑えたい。

東京商工リサーチの調査によれば、2025年度に賃上げを予定している中小企業は、全体の85.2%に上るといふ。調査では24年度には84.2%の中小企業が実際に賃上げを行ったとの結果も出ていて、今年度はさらにそれを上回る大多数の企業がベースアップや賞与の増額など何らかの給与増額を予定しているということになる。

なんとも景気の良い話に聞こえるが、賃上げを行う理由を見てみると、実態はそれほどでもない。賃上げをする理由（複数回答）として「業績向上分の還元」を挙げたのは3社に1社に過ぎず、最も多かったのは「従業員の離職防止」の71.8%だった。労働人口の

税のプロでも適用ミス

減少によって人材難が深刻化するなかで、会社の業績にかかわらず、社員をつなぎとめるために賃上げが避けられなくなっている状況がうかがえる。もちろん賃上げは、優秀な人材の定着や社員のモチベーションアップにつながるため、長い目でみれば会社にとって利のあることだ。自社の成長

にとつて欠かせないステップといつてもいい。しかし賃上げは人件費の増大にはかならず、賃上げによって会社の経営が苦しくなってしまうのは本末転倒だ。賃上げをするには、なるべく会社の負担増は抑えたい。そこで活用したいのが「賃上げ促進税制」だ。

賃上げ促進税制は、賃上げ率に応じて、個人事業主の場合には所得税、から税額控除できる制度だ。企業の賃上げに対する税優遇としては、中小企業向けの「所得拡大促進税制」と、大企業も使える「人材確保等促進税制」の2種類があったが、22年度税制改正で、両者が統合されて現行の賃上げ促進税制に改組された。

要件がシンプルになり、控除率も大幅に引き上げられている。

また24年度税制改正でも、中小企業に限り、5年間の繰越控除を認めるよう制度が拡充された。賃上げ促進税制を適用したものの、業績が安定せず、優遇を使い切れなかったケースがあったことを受けた見直しだ。

これにより現在では、中小法人、または従業員1000人以下の個人事業主が賃上げ促進税制を適用する場合、控除率は、①1.5%の賃上げで税額控除15%②2.5%の賃上げで税額控除30%③3.5%の賃上げで税額控除45%の2段階となつていて、さらに、任意で満たすと控

税のプロである税理士であっても賃上げ促進税制の適用を間違えるミスが発生しているという点だ。日税連保険サービスの資料によれば、同税制の前身にあたる所得拡大促進税制の適用を顧問税理士が忘れて会社に1000万円の損害が発生したというケースが報告されている。

この賠償事例では、大企業の完全子会社であった顧問先が、出資関係の変更により中小企業者等に該当することになったにもかかわらず、税理士が大企業向けの要件を見て、優遇を受けられる要件を満たしていないと誤認したまま申告書を提出してしまつたという。約半年後に顧問先から税

除率が加算される上乗せ要件も2種類ある。1つ目は教育訓練費要件で、従業員のスキルアップに資するセミナーなどへの投資を前年より5%増加させると、税額控除が10%上乗せされる。2つ目は、従業員の子育てサポートへの取り組みを認定する「くるみん」または女性活躍推進を認定する「えるほし」を取得した企業に対する、5%の税額控除の上乗せを認める。つまり、2.5%以上の賃上げを行つたうえで、教育訓練や子育てサポート・女性活躍推進の要件も満たせば、最大で賃上げ分の45%を税額控除できるといふことだ（ただし法人税額の20%が上限）。

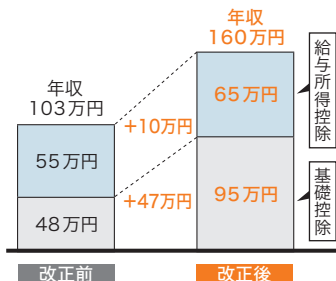
注意したいのは、毎年のように賃上げに関する税優遇の要件が見直されているせいか、顧問税理士に報酬を支払っている以上、税に関しては税理士が正しい情報を教えてくれるべきなのは間違いない。しかし税理士にもミスはあり、それが多いのが賃上げ促進税制だ。自社の損得に関わる最低限の情報として、社長も制度の概要は押さえておきたい。今後少子化が進むに伴い、より人材確保は難しくなっていく。会社としては、利益が薄いなかでの賃上げを余儀なくされるだろう。税優遇を活用して負担を抑え、将来的な自社の成長につなげていく手腕が経営者には求められている。

I

おさらい！「年収の壁」



ざっくりおさらい！ 「年収103万円の壁」の見直し



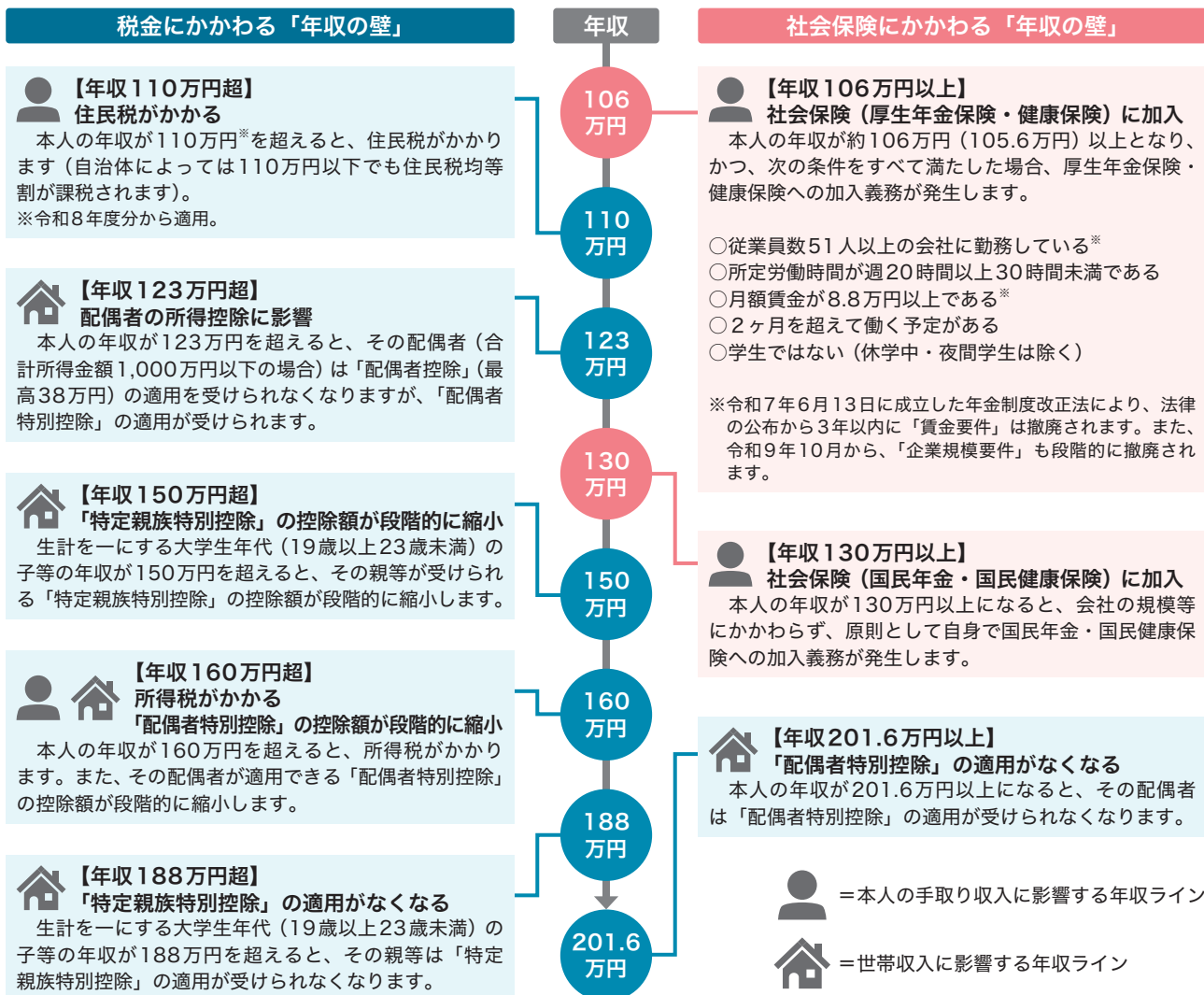
令和7年分の所得税から、一定の要件のもと、最大で基礎控除額が「48万円→95万円」に、給与所得控除の最低保障額が「55万円→65万円」に引き上げられました。これにより、所得税がかかるライン（課税ライン）は「103万円→160万円」になりました。「年収103万円の壁」といわれていた「年収の壁」の1つが撤廃されたこととなります。加えて、大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる親等の税負担を軽減するしくみ「特定親族特別控除」が創設されたとともに、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も改正されています。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用されます。多くの給与所得者に関する基礎控除・給与所得控除等が見直されたことにより、年末調整で所得税が還付される人が増える見込まれています。



ざっくりおさらい！ そもそも「年収の壁」とは？

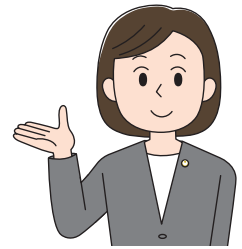
「年収の壁」には、大きく分けて①税金にかかわる壁②社会保険にかかわる壁——の2つがあります。





今年の年末調整は確認事項が盛りだくさん！——今から準備しておきましょう

基礎控除・給与所得控除の見直し等に伴い、年末調整時に提出する以下の様式が令和7年分から変更・追加されています（いずれも兼用様式・下記参照）。各申告書の確認事項は格段に増えています。特に、「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」については、控除額の判定が細かくなっていますので、注意が必要です。



- 給与所得者の基礎控除申告書
- 給与所得者の配偶者控除等申告書
- NEW!** ○給与所得者の特定親族特別控除申告書
- 所得金額調整控除申告書

給与計算担当者が年末調整事務を正確に行うためには、その前提として、**年末調整の対象となる従業員に、各申告書の記載事項についてすべて正確に記載してもらうことが必要**になります。

このとき、すべてのベースとなるのは、「見込み年収額（見込み年間給与収入額）」です。今回の改正で所得税の課税ラインが大きく変更されたことで、働き方が変わった方も多いと予想されます。それに伴って、従業員本人はもちろん、家族を含めた見込み年収額の確認があらためて必要になることをまず理解しましょう。その上で、まず、従業員本人とその家族に、次のことを確認しておいてもらうことが重要になります。

- 1) **従業員本人の見込み年収額**はいくらになりそうか
- 2) 給与収入を得ている配偶者がいる従業員の場合：**配偶者**の見込み年収額はいくらになりそうか
- 3) アルバイトをしている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員の場合：**大学生年代の子等**の見込み年収額はいくらになりそうか

基礎控除申告書 ▶ p4へ

配偶者控除等申告書 ▶ p6へ

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

【令和7年12月年末調整用】

所轄税務署長 給与の支払者の氏名(フリガナ) あなたの氏名(フリガナ) 二次元コード 令和7年8月以降の公開予定

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		円

控除額の計算

控除の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		円

配偶者の氏名等

配偶者の氏名(フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		円

控除額の計算

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
区分Ⅰ	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円						
区分Ⅱ	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円								

特定親族の氏名等

特定親族の氏名(フリガナ) 特定親族の個人番号 特定親族の生年月日

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下

所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなた自身が特別障害者(2) 同一生計配偶者(2)が特別障害者(2) 扶養親族(2)が特別障害者(2) 扶養親族が年齢23歳未満(19歳以上23歳未満) 扶養親族が年齢23歳未満(19歳以上23歳未満)

扶養親族等(フリガナ) 扶養親族等の氏名(フリガナ) 扶養親族等の生年月日

特別障害者に該当する事実

扶養親族等申告書のとおり

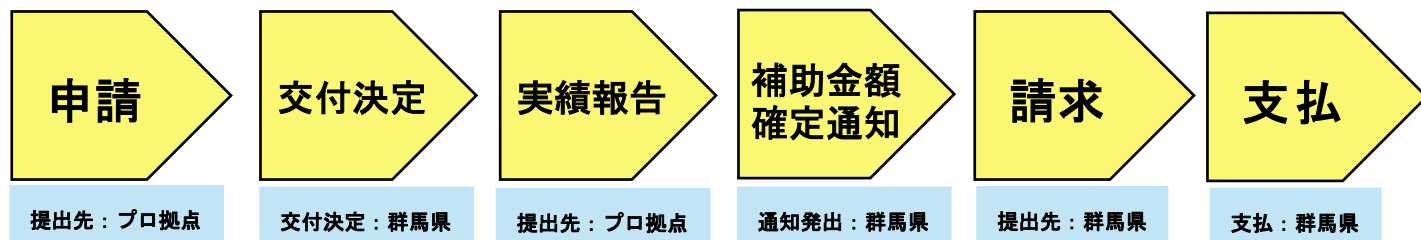
特定親族特別控除申告書 ▶ p7へ

▶各申告書のチェックポイントを見ていきましょう！



～群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金をご活用ください～

群馬県内の中小企業等において専門的な知識を有する人材の活用促進を図るため、群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて成約した副業・兼業に関する案件について、拠点を初めて利用した企業等に対し、関連する費用の一部を補助金として交付します。



1. 補助対象経費

企業等が負担する以下の経費

- ・ 副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料
- ・ 副業・兼業人材への報酬

※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとします。

2. 補助率

1に掲げる経費の10分の8以内（千円未満切り捨て）、副業・兼業人材1人当たり50万円を上限。

3. 申請期限等

- ・ 提出期限：副業・兼業人材の**従事開始日の2週間前**まで
- ・ 申請期間：**令和7年5月13日（火）～令和8年1月30日（金）**
（※令和8年2月27日（金）までに事業完了できる場合に限る。）

4. 必要書類等

- ・ 補助金申請：交付申請書、事業計画書等の提出が必要となります。
- ・ 実績報告：実績報告書、事業報告書等の提出が必要となります。

※必要書類や手続の詳細などについては、別途「申請の手引き」をご確認ください。

5. 留意事項

- ・ **申請企業1社あたり1名**が申請上限となります。
- ・ 補助対象案件の**契約期間について、5ヶ月間を上限**とします。
（実績報告の提出期限を越えるような契約期間となる案件については補助対象外）
- ・ **交付決定日以前にかかった経費及び締結した契約については、補助対象外**となります。
- ・ 実績報告により確認を行った上で、条件に適合すると認められた場合に、補助金額の確定を行います。（確定金額は交付決定額を下回る場合があります。）

問い合わせ先

【プロフェッショナル人材戦略拠点事業に関する相談・補助金申請窓口】

公益財団法人 群馬県産業支援機構 群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点
〒379-2147 前橋市亀里町 884-1 群馬産業技術センター内 TEL：027-265-5057

【群馬県副業・兼業人材活用促進事業補助金に関する内容・補助金の請求】

群馬県 産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 TEL：027-226-3408

税理士だけができる

書面添付制度

を活用しませんか?



こんなことを思ったことはありませんか?



- 税務調査の負担を軽減したい!
- 融資条件をより有利にしたい!
- 経営者保証について金融機関と交渉したい!

書面添付制度とは



税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を、当該申告書に添付することができる制度です。

この書面は税理士だけが作成でき、申告書の質と信頼性の向上に寄与します。

「書面添付制度」活用の効果

決算書・申告書の信頼性の向上



貴社からの相談内容や会計・税務処理の判断について、これを税理士が書面に記載することにより、より質の高い申告書等が作成でき、信頼性が向上します。



税務調査の省略または効率化

書面添付をすると税務調査前に税理士に意見を述べる機会が与えられるため(意見聴取制度)、疑問が解決すれば実地調査省略や調査期間短縮となることがあります。



金融機関からの評価UP

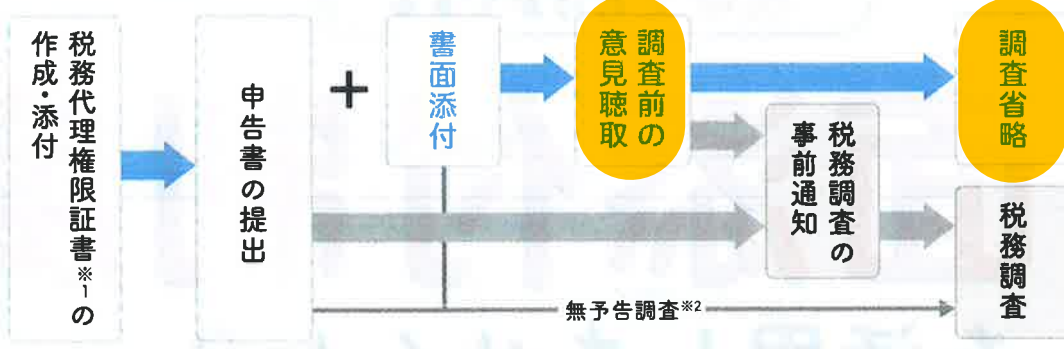
税理士の監査の頻度や関与度合い、および相談事項等の数字に表れないことを記載することにより、金融機関等からの信用が高まります。



税務調査の省略または効率化

書面添付をする場合としない場合とでは、次のような違いがあります。

【書面添付制度の流れ】



※1: 税理士が納税者に代わって税務手続きをするにあたり、法律上必要な書類です。
 ※2: 無予告調査の場合、意見聴取は行われません。



金融機関からの評価UP

書面添付がなされた決算書を高く評価する金融機関が増えています。実際に、書面添付に注目した融資商品が多く提供されており、それらは金利も低く設定されています。

【金融機関の書面添付に対する優遇措置の例】

金融機関名	融資限度額	書面添付の扱い
三菱UFJ銀行 「極め」	1,000万円以上 3,000万円以内	借入月の固定金利から、以下の条件により最大金利優遇時、年率▲0.6% ・TKC全国会による「書面添付」……………▲0.2% ・「中小会計要領」に則っていることの表明……………▲0.2% ・「記帳適時性証明書※1」の「◎」が30個以上……………▲0.2%
商工中金 「対話型当座貸越(無保証)」	1,000万円以上 3,000万円以内	「書面添付」「中小会計要領チェックリスト」「記帳適時性証明書※1」を「TKCモニタリング情報サービス※2」で提出する等の条件を満たすことで、経営者保証を免除。
信用保証協会 (栃木県、静岡県、岐阜県、京都)	[保証限度額] 5,000万円以上 1億円以内	一部の保証制度を対象に、書面添付がされた場合は、保証率から0.1%割引。

※1 記帳適時性証明書

この書類が添付されている場合は、決算書・申告書の信頼性がさらにアップします。

…詳しくはこちらから



※2 TKCモニタリング情報サービス

法人税等の電子申告を行うと自動的に金融機関へ決算書等を開示するサービスです。

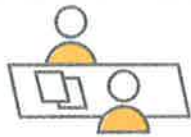
詳しくはこちらから



書面添付制度を活用するために、TKC会員事務所では、以下の仕組みをおすすめしています。一緒に取り組んでいきましょう！



TKCの会計システムを使い、自社で入力(起票・記帳)している。



会計事務所から、毎月巡回監査を受けている。



毎月、月次決算をしている。



月次試算表などを見ながら、会計事務所と話をしている。



〒162-8585
 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F
 TEL:03-3266-9222
<https://www.tkc.jp/>

* ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

協調支援型特別保証要件 (Iタイプ)

米国関税措置や原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受けている中小企業者の皆様に資金面から支援します。



融資要件

融資対象者	次のいずれかに該当する方 【要件1】本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 【要件2】申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
融資利率	年 1.5% 以内 固定金利
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内 （据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）
責任共有制度	責任共有対象
申込方法	県制度融資の取扱金融機関へ直接お申し込みください。

保証料補助

本要件の特徴

信用保証料の一部を国が補助するため、通常よりも保証料負担が少なくご利用いただけます。

【要件1】の場合の事業者負担 **1/2相当**が補助

[補助前] 0.45%~1.90% → [補助後] 0.23%~0.95%

【要件2】の場合の事業者負担 **1/4相当**が補助

[補助前] 0.45%~1.90% → [補助後] 0.34%~1.43%

※条件変更した場合に追加して生じる保証料は全額事業者負担となります。
 ※信用保証料に関するお問い合わせは、群馬県信用保証協会までお願いします。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

制度融資

検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係
TEL:027-226-3332



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金

(教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース) のご案内 (詳細版)

人材開発支援助成金 (教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース*) は、労働者の**自発的職業能力開発**を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進するため、次の**3つの助成**を用意しています。

* 人への投資促進コースは令和4年～8年度の期間限定助成です。

1 教育訓練休暇制度

3年間に**5日以上**の取得が可能な有給の教育訓練休暇を導入し、実際に適用した事業主に助成 (制度導入に対して**30万円**を支給)

2 長期教育訓練休暇制度

30日以上の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成 (制度導入に対して**20万円**を支給、有給の休暇に対して、1人につき**1時間あたり960円 最大1600時間分** (大企業の場合は1人につき**1時間あたり760円 最大1200時間分**) の賃金助成を支給)

3 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の**所定労働時間の短縮**および**所定外労働時間の免除**が可能な制度を導入し、実際に**1回以上**適用した事業主に助成 (制度導入に対して**20万円**を支給)

支給対象となる制度	賃金助成※1 (1人1時間あたり)		制度導入・実施助成※2 (1事業主あたり)	
		賃金要件又は資格 等手当要件を満た す場合の加算額		賃金要件又は資格 等手当要件を満た す場合の加算額
教育訓練休暇制度	-	-	30万円	6万円※3
長期教育訓練休暇制度	960円 (760円) ※4	- ※3 (200円) ※4	20万円	4万円※3
教育訓練短時間勤務等制度	-	-	20万円	4万円※3

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)をご活用ください

「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)」は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主に対して助成するものです。

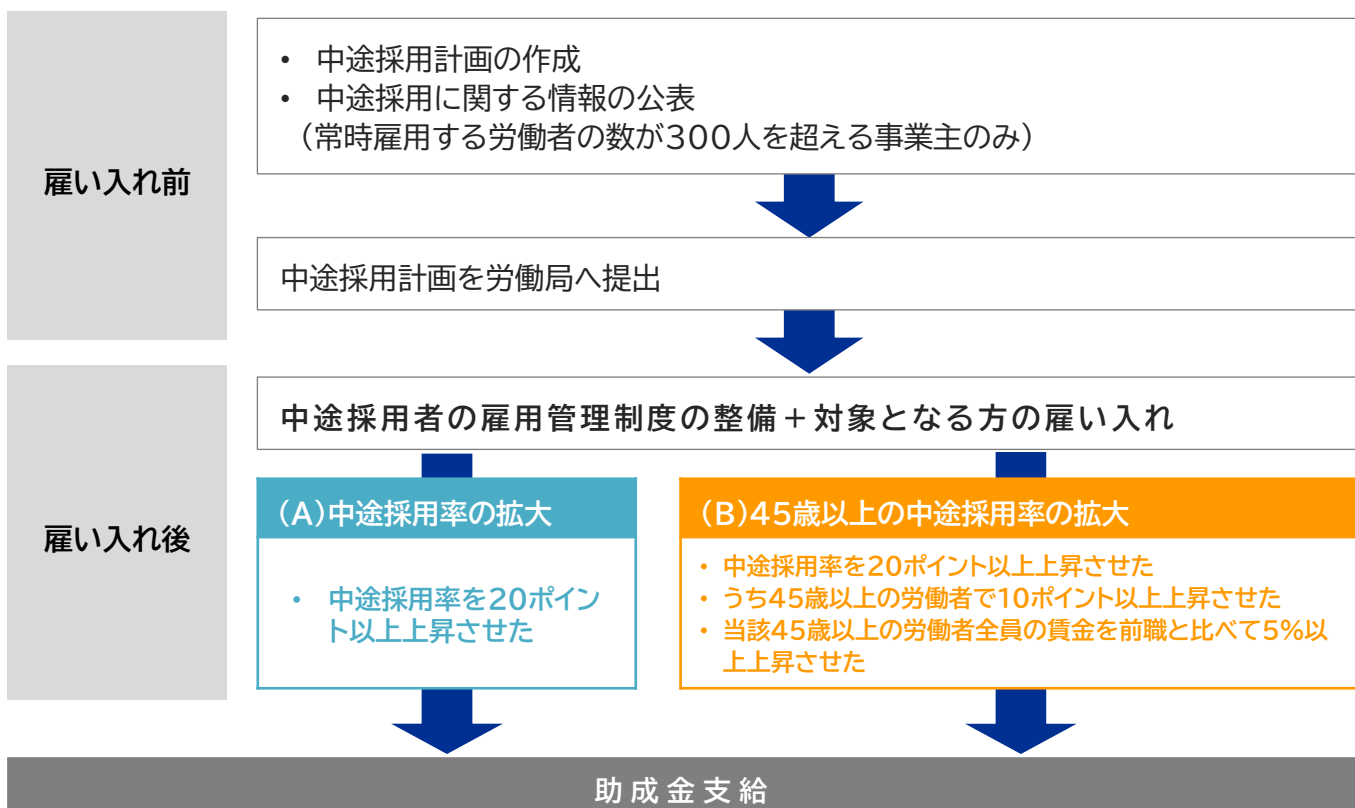
助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用率を公表していることも助成対象の要件です。

(A)	中途採用率の拡大 助成額：50万円	中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた事業主に対する助成
(B)	45歳以上の 中途採用率の拡大 助成額：100万円	以下のすべてを満たす事業主に対する助成 ・ 中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた ・ うち45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント(45歳以上中途採用率拡大目標値)以上上昇させた ・ 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、前日までに中途採用計画の作成・提出が必要です。



(A)「中途採用率拡大目標値」の計算方法

以下の「(2)－(1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の中途採用率		
中途採用計画期間中に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

(B)「45歳以上中途採用率拡大目標値」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の「(2)－(1)」を10ポイント以上とすることが必要です。

【例】45歳以上中途採用率を20%から35%とした場合、「15ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用※1により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者(パートタイム※2を除く)として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上である(「(B) 45歳以上の中途採用率の拡大」の場合のみ)

※1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

この他にも要件があります。詳細は「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。



雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務負担軽減機器等(労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等)の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円(賃金要件を満たした場合は最大287.5万円)を助成する制度です。

助成内容および助成額

導入が必要なメニュー		助成額(※1)	上限額(※1・2)
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度(※3) (賃金表の整備)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
	b 諸手当等制度 (資格手当などの導入)		
	c 人事評価制度 (人事評価制度の導入)		
	d 職場活性化制度 (メンター制度等の導入)	20万円 (25万円)	
	e 健康づくり制度 (人間ドックの実施)		
B 業務負担軽減機器等の導入 (労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入)		対象経費の 1/2 (62.5/100)	150万円 (187.5万円)

具体的な活用事例

① 賃金要件加算なし

諸手当等制度(40万円) + 職場活性化制度(20万円)
+ 健康づくり制度(20万円)

合計80万円

② 賃金要件加算あり

賃金規定制度(50万円) + 諸手当等制度(50万円)
+ 雇用環境整備(対象経費の1/2(上限187.5万円))

合計287.5万円

(※1)括弧内の金額は、賃金要件(5%以上の賃上げ)を満たした場合の額

(※2)上限額は、複数の雇用管理制度又は労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等を導入した際の助成上限額

(※3)「a 賃金規定制度」は中小企業が対象

支給までの流れ

① 雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

② 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、目標値を達成していること

④ 助成金の支給(最大230万円)

賃金要件を満たした場合は最大287.5万円の支給

申請・お問い合わせ先

詳しい支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下を参考にしてください。最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

助成金の詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html



助成金のお問い合わせ先・申請先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawa_se2.html



M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
プラスチック射出成型	神奈川県	1億円未満	応相談
足場	関東～東北	8億円	応相談
ハーネス製造	関東地方	5～10億円	応相談
注文住宅建築	関東地方	5～10億円	応相談
訪問看護／居宅介護支援	関東地方	6,500万円	応相談
オートコール	関東地方	5～10億円	応相談
不動産売買業	関東地方	5～10億円	応相談
システム開発業	関東地方	1～5億円	応相談
土木工事業	関東地方	1～5億円	応相談